

平成 27 年 11 月 25 日

厚生労働省社会・援護局長 石井 淳子 様

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 香取 照幸 様

社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会 委員長 松原 康雄 様

公益社団法人日本社会福祉士会	会長	鎌倉	克英
公益社団法人日本精神保健福祉士協会	会長	柏木	一恵
公益社団法人日本医療社会福祉協会	会長	早坂	由美子
一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟	会長	二木	立
一般社団法人日本社会福祉士養成校協会	会長	長谷川	匡俊
一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会	会長	伊東	秀幸
一般社団法人日本社会福祉学会	会長	岩田	正美

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 骨子案」
についての要望

貴職におかれましては、子ども家庭支援施策の推進に日々ご尽力されていることに敬意を表します。

平成 27 年 11 月 18 日に開催された「第 2 回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」において「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告 骨子案」が示されました。本報告は、今後の子ども家庭福祉に関する総合的な方向性を示したものとして極めて重要であると認識しております。

平成 26 年 8 月 29 日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」にも、児童相談所の相談機能強化及び社会的養護施設の体制整備に関する方針が示されておりますが、児童虐待をはじめ、子どもの問題の背景には、貧困や社会関係の困難等、社会福祉一般に共通する現代の福祉課題があり、子ども家庭福祉を担う専門職には、それらの課題を解決する力量や見通す力量が必要であり、それらを踏まえた専門職養成や人材の確保を検討する必要があります。

私たちは、ソーシャルワーク分野に関わる団体として、本報告骨子案に係る以下の点について要望いたします。

1. 「国家資格化」について

骨子案「2 - (2) 子ども家庭福祉を担う専門職の資格化」において、「専門職を国家資格として創設する」とあるが、児童相談所の基幹職員（スーパーバイザー）等について、児童相談所における現状と課題からその可能性に

については認識しつつも、現時点においては拙速に新たな国家資格の創設を検討するのではなく、当該職員の専門性を高めるための配置基準等を明確にしたうえで、任用要件としていただきたい。

また、その際は以下の理由から社会福祉士及び精神保健福祉士を基礎要件としていただきたい。

【理由】

私たちは、本委員会の前身となる「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」(以下、「前委員会」という。)が本年8月に取りまとめた報告書に対し、委員長宛、別添のとおり提案書を提出した。

現在の児童福祉司の任用において、専門資格(国家資格)有資格をもって要件を満たすものは社会福祉士、精神保健福祉士及び医師となっている。

とりわけ、社会福祉士については、養成カリキュラムに科目「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」をはじめ、児童・家庭を取り巻く諸課題に対応するために必要となる制度や、「相談援助の基盤と専門職」や「相談援助の理論と方法」、「相談援助実習・演習」などのソーシャルワークの知識と技術を体系的かつ実践的に習得するための科目群で養成が行われている。にもかかわらず、児童相談所児童福祉司の社会福祉士有資格者の割合が29.5%(平成27年4月1日現在)と低く、既存の国家資格を十分に活用されているとは言えない状況である。

児童虐待をはじめ、子どもの問題の背景には、貧困や社会関係の困難等、社会福祉一般に共通する現代の福祉課題があり、子ども家庭福祉を担う専門職には、それらの課題を解決する力量や見通す力量が必要である。

従って、児童相談所職員の専門性の向上は、社会福祉士や精神保健福祉士(既存の国家資格)の配置基準等を明確にしたうえで、専門性強化のための研修を拡充することなどで十分に図られるものであり、現時点において新たな国家資格を拙速に創設する必然性はないと思われる。

2. 基幹職員(スーパーバイザー)の資格について

児童相談所のスーパーバイザーは、児童福祉司及びその他相談担当職員に対して専門的見地から教育・訓練・指導を行う職である。前委員会報告書では、児童福祉司の専門性の向上を担保するためには「ソーシャルワークに着目した国家資格化を目指した検討が必要」と報告している。児童相談所の業務と児童福祉司及びその他の相談担当職員に求められる専門性は、ソーシャルワークに関する知識及び技術を基盤とするべきで

あり、基幹職員（スーパーバイザー）の基礎資格は「社会福祉士及び精神保健福祉士のみ」としていただきたい。

実務経験の範囲については、「相談援助」に係る業務に限ることを明示していただきたい。

社会福祉士及び精神保健福祉士の関係団体で実施している認定社会福祉士制度の活用について検討を行うことを本報告書に明記していただきたい。

3. 児童福祉司の任用要件について

本報告骨子案では、児童福祉司の任用要件として「社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司養成校卒業者を基本」とされているが、児童福祉司には児童虐待をはじめ、子どもの問題の背景にある貧困や社会関係の困難等、社会福祉一般に共通する現代の福祉課題があり、それらの課題を解決する力量や見通す力量が必要である。

従って、それらの知識・技術の習得に必要となる体系的な教育内容で養成が行われている社会福祉士及び精神保健福祉士の積極的な活用について、関係自治体の長に対して技術的助言をお願いしたい。

以上

< 本件お問合せ >

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会
事務局（担当：小森）
〒108-0075 東京都港区港南四丁目七番八号
都漁連水産会館 6階
電話：03-5495-7242
E-mail：office@jascsw.jp